

現場代理人の常駐義務の緩和に関する運用基準

(平成23年8月4日市長決裁)

(趣旨)

第1条 桶川市建設工事請負契約約款(平成9年告示第9号)第10条第2項及び第3項に規定する「現場代理人の常駐義務」の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 実質的に現場が稼動していない次の各号に掲げる期間においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)
- (2) 工事完成后、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (3) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

2 前項の規定にかかわらず、桶川市建設工事における営業所技術者等と主任技術者等との兼任に関する取扱要領(令和8年2月3日市長決裁。以下「取扱要領」という。)第2条に規定する対象工事である場合は、同項各号に掲げる期間以外においても常駐を要しないものとする。

(兼務を認める対象工事)

第3条 次の各号に掲げる条件を全て満たす工事は、合計で2件までの工事の現場代理人を兼務することができるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が発注した工事であるもの
- (2) 工事場所が桶川市内であるもの
- (3) 次のいずれかの条件を満たす工事であるもの
 - ア 請負契約額が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未満の建設工事
 - イ 単価契約による建設工事

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事は、現場代理人を兼務をすることができない。

- (1) 取扱要領第3条第2項の規定による承認を受けている工事であるもの

(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項の規定により、専任の者を置く必要がある工事であるもの

(3) その他発注者が安全管理上等の理由により、兼務を認めることが適当でないとして判断した工事であるもの

(兼務を認める条件)

第4条 前条に定める工事において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。

(1) 発注者との連絡体制が確保されていること。

(2) 必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと。

(入札公告等への明示)

第5条 第3条の兼務を認める対象工事を適用する場合には、原則、入札公告等に記載し、明示するものとする。

また、第3条の条件を満たしている工事で受注者から現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書(様式第1号)が提出された場合は、兼務の可否を判断し、受注者に回答することとする。

(兼務の手続)

第6条 受注者は、現場代理人の兼務を行う場合には、発注者が桶川市の場合には、現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書(様式第1号)を添付して、各工事の発注者に現場代理人の兼務届(様式第2号)を提出することとする。

また、発注者が桶川市以外の場合は、もう一方の工事が兼務可能であることを確認できる書類(現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書等)を添付して、現場代理人の兼務届(様式第2号)を提出することとする。

附 則

この基準は、平成23年9月1日から施行する。

附 則(平成28年12月13日市長決裁)

この基準は、決裁の日から施行する。

附 則(令和5年3月20日市長決裁)

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月6日市長決裁)

この基準は、令和8年4月1日から施行し、同日以後新たに契約する建設工事について適用する。

現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書

【照会】

工事件名	
工事場所	
契約金額	
現場代理人 氏 名	

上記工事は、現場代理人の兼務を認める工事であるか伺います。

年 月 日

受注者 住 所

氏 名

印

【回答】

上記工事の現場代理人については、

・ 兼務を認めます。

・ 兼務を認めません。

年 月 日

発注者

印

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

発注者

受注者 住所
氏名

印

現場代理人の兼務届

工事件名	
工事場所	
現場代理人 氏 名	
現場代理人 の連絡先	(緊急時)
	(上記以外の連絡先)

上記工事の現場代理人は、下記工事の現場代理人と兼務します。

(もう一方の工事)

工事件名	
工事場所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
監督員	(所属)
	(氏名・連絡先)

注) 添付資料として、もう一方の工事について、兼務が可能であることが確認できる書類
(現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書) を添付すること